

平成 22 年 4 月 20 日

新たな行財政改革プラン策定の考え方

日本社会全体が大きくかつ急速な環境変化に直面する中で、「元気都市かわさき」が 20 年先、30 年先と持続的に発展していけるよう、やがて来る人口減少期を見据えて、新たな行財政改革プラン（以下「改革プラン」という。）を策定し、「活力とうるおいのある都市づくり」を進める。

I 川崎再生から「新たな飛躍」へ

1 川崎再生の取組

本市は、2002（平成 14）年 7 月の「財政危機宣言」以降、行財政改革を市政運営の最重要課題として位置づけ、3 次にわたる「行財政改革プラン」を着実に推進してきた。この「川崎再生」の取組は、主として、右肩上がりの経済成長を前提とした行財政システムからの転換をめざして、「行政体制の再整備」、「公共公益施設・都市基盤整備のあり方の見直し」、「市民サービスの再構築」の 3 つを柱に推進したものである。

これまでの取組により、「2009（平成 21）年度予算において収支均衡を図る」という財政的な目標を達成するとともに、改革の効果については、子ども関連施策をはじめとする市民サービスに還元するなど、所期の目的については概ね達成しつつある。

2 本市を取り巻く状況変化

(1) 本市の将来人口

直近の人口推計によると、日本社会が既に人口減少期を迎えている中で、川崎市の人口は 2030（平成 42）年まで増加を続け、ピーク時には約 150 万 8 千人に達し、その後は減少期に移行する。

さらに、ピークを迎えるまでの人口増加期においても、65 歳以上の老年人口は 2010（平成 22）年の約 24 万 1 千人から 2030（平成 42）年には、約 33 万 9 千人になり、人口に占める割合も 16.9%から 22.5%へと大きく上昇する。中でも、75 歳以上の後期高齢者人口は約 10 万 4 千人（7.3%）から約 18 万 6 千人（12.3%）と人数・割合ともほぼ倍増し、高齢化が確実に進展する。

(2) 極めて厳しい財政状況

米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な経済危機は、これまで行財政改革の推進やグッドサイクルのまちづくりにより、持続可能な財政構造の構築を着実に進めてきた本市にとっても極めて厳しいものとなっている。

2010（平成22）年度の当初予算においては、市税収入が前年度と比較して163億円、率にして5.6%の大幅な減少となり、これまでの緩やかな増収傾向から、過去最大の減収へと大きく転換した。一方で、市民が日々の生活を安心して送るために必要な施策については着実に実施する必要があることから、待機児童対策として保育受入枠を1,178人拡大したことなどにより、多様な保育の充実にかかる予算が前年度と比較して39億円の増加となった。さらに、生活保護費についても、高齢化の進展や厳しい社会経済状況の影響等から60億円の増加となったことなどから、地方債の活用をはじめとした財源対策を講じても収支不足を解消することができず、減債基金からの150億円の新規借り入れを計上せざるを得なかったところである。

今後についても、他都市に比較して強い財政力を備えた本市といえども、当面は税収の大幅な回復は見込めないとともに、ピークを迎えるまでの人口増加や高齢化の進展に適切に対応するための経費が大きく増えることが見込まれるなど、ここ数年の本市の財政状況は、さらに厳しさを増すことも想定される。

(3) 国による政策変更・制度変更

国においては新たな政権が誕生し、「地域のことは地域に住む住民が決める『地域主権』への転換」を政策の大きな柱に掲げ、国と地方との関係を抜本的に見直すこととしているが、具体的な取組の内容については未だ明らかになっていない。

今後、本市としても着実に準備を進めるとともに、国と地方の役割分担の見直しや地方の自由度の拡大に向けた課題について、国との協議等を通じて取り組んでいく必要がある。

3 「新たな飛躍」へ向けて

このように本市を取り巻く社会経済状況は大きく変化しているが、さまざまな環境変化の中においても、市民生活の安定の確保に必要な市民サービスを着実に提供するという地方自治体としての責務は不変のものであり、こうした責務を効率的・効果的に果たすためには不断の改革の取組が必要である。

今後の市政運営においては、新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」で示す川崎の将来像の実現に向けて、それにふさわしい公共サービス提供システムの構築をめざし、川崎の強みと特徴を活かしながら、改革の取組を新たなステージ

へと進めていく必要がある。

さらに、現下の極めて厳しい財政状況を鑑みると、これまで進めてきた行財政改革の取組についても、一度は見直したものの、時代の変化により、さらなる見直しが必要な課題もあることから、これらについては、今までの取組等を土台としながら、今後も継続して進めていく必要がある。

Ⅱ 新たな行財政改革によりめざすもの

将来の、高齢化が進展した人口減少社会を見据えて、地域の活力を維持向上するとともに、大幅な税収の増加が見込めない中においても増大する行政需要に的確に対応できるよう、以下の3点をめざして改革の取組を進めていく。

1 市民や事業者の力が発揮できる活力ある地域社会

高齢化が進展した人口減少社会において、さまざまな世代の市民が生きがいをもって、いきいきと暮らしていくためには、それぞれが持つ経験や知識、能力を地域で発揮し、活躍する場が必要である。

また、地域の課題を、市民が自ら解決していくことを基本としながら、市民から信託を受けた部分を自治体が担うという考え方に基づいて、市民や事業者の力が発揮できる地域社会を形成していくことは、地域の活力を高めるだけでなく、さまざまな課題などを解決するための方策となることから、分権型社会にふさわしい市民自治の充実を図っていく。

2 誰もが便利に効率的に公共サービスを楽しむ都市基盤

高齢化が進展した人口減少社会に向けた都市基盤の整備としては、既成市街地におけるさまざまな都市機能を再編整備し、効率的な機能を持たせるコンパクトなまちづくりが重要となる。

これまで進めてきた、拠点駅とその周辺を中心とした整備を引き続き推進し、今後も、誰もが便利に、かつ効率的に公共サービスを楽しむような都市機能への転換をめざしていく。

3 新たな成長産業に支えられた確かな地域経済基盤

人口の減少に伴う税収の自然減も想定される状況においては、地域経済基盤のさらなる強化に取り組むことが必要であり、中国をはじめとしたアジア諸国など、いわゆる新興国の存在感が増大し、世界経済の枠組みが変化する中では、国際社

会における成長戦略が重要である。

これまでも、環境・ライフサイエンス分野、福祉分野を初めとした新たな成長産業を育成、支援しながら国際社会に貢献し、持続的に発展していくような取組を進めてきたところであり、今後もこうした取組を積極的に推進し、地域経済基盤の強化を進めていく。

Ⅲ 改革プランの策定に向けて

改革プランは、2011（平成 23）年度から 2013（平成 25）年度までの 3 か年を計画期間とし、将来の、高齢化が進展した人口減少社会を見据えた公共サービス提供システムの構築に向けた期間内の具体的な取組を明らかにする。

なお、依然として予断を許さない景気動向や、地域主権戦略をはじめとする国の政策などの内容・時期が現時点では明らかでないことから、必要に応じて取組スケジュールを変更するなど、情勢の変化に的確かつ機動的に対応することとする。

1 新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」第3期実行計画との連携

改革プランは、実行性の高い地域経営プランとして 2010（平成 22）年度に策定する新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」第 3 期実行計画の内容と十分な連携を図りながら策定作業を進める。

2 厳しい財政状況下における「財政フレーム」の策定

持続可能な財政構造の構築を着実に進めてきた本市にとっても、極めて厳しい経済財政状況のもとで、財政運営上めざすべき方向性や具体的な取組等について検討し、新たな財政フレームを策定する。

3 改革プラン策定の主な視点

(1) 効率的・効果的な行政体制の整備

これまで推進してきた行政体制の再整備の取組を踏まえ、従来の業務執行手法について改めて検証を行うとともに、「公」と「民」の適切な役割分担に基づく民間活用のさらなる推進や、適正な組織規模や職員配置のあり方についての検討等に基づき、より一層の効率的・効果的な行政体制の整備を進める。

(2) 組織力の強化

能率的な組織運営のためには、職員一人ひとりの意識・能力を高めるとともに、組織の力を最大限に発揮させるマネジメントが重要であることから、職員の人材

育成と意識改革の取組を充実・強化するとともに、管理職のリーダーシップのもとに、組織全体で重層的な仕事を進めるためのマネジメント力強化の取組を進める。

(3) 市民や事業者の力が発揮できる活力ある地域社会づくり

参加と協働のまちづくりを具現化するため、区役所分権の推進や区長権限の強化などの区役所改革に引き続き取り組み、総合的な市民サービス及び地域協働の拠点である区役所機能の一層の強化を図ること等を通じて、市民の自己決定や主体的な取組が、よりよい地域づくりに活かされる地域社会の実現に向けた取組を進める。

(4) 市民サービスの再構築

未来を担う子どもたちに負担の先送りをすることのないよう、これまで進めてきた市民サービスの再構築の取組を検証するとともに、必要に応じてさらなる見直しを図ることで、真に必要なサービスが必要な人に確実に届くよう取組を進める。

また、国の政策及び制度変更にあわせた市民サービスのあり方についても検証し、必要な見直しを進める。

(5) 地方分権改革実現に向けた主体的な取組

国の「地域主権改革」における法令による義務付け・枠付けの見直しや、基礎自治体への権限移譲、地方の税財源の充実等については、その実現に向けて国に対して積極的に働きかけるとともに、その動向を注視しながら、基準の条例化など、高い自由度のもとでの自主的・自立的な行財政運営の推進に資する取組を進める。

また、市民サービスの効率的・効果的な実施のために、国におけるさらなる政策や制度の変更が必要な場合には、それに向けた提案などの主体的な取組を進める。

(6) 将来を見据えた都市基盤施設の整備と活用

世界的な経済危機に起因する極めて厳しい財政状況を前提に、人口減少期を見据えて、都市機能の効率化、地域の経済基盤を支える新たな成長産業の振興、現有資産の総合的なマネジメント等を視野に入れた、今後の都市基盤施設の整備と活用のあり方を示し、それに基づく取組を進める。

4 策定スケジュール

当面、以下のスケジュールに基づき、改革プランの策定に向けた取組を推進するが、国の「地域主権改革」の具体化に向けた取組の進ちよく等に応じて、的確かつ機動的な対応を図る。

【平成 22 年度】

時 期	項 目
5月中旬	スプリングレビュー
7月上旬	サマーレビュー
8月下旬	改革プラン素案策定資料の公表
10月上旬	改革プラン素案の公表
10月中下旬	タウンミーティング、パブリックコメントの実施
10月中旬	主要課題調整（オータムレビュー）
1月下旬	改革プラン案の公表
3月下旬	改革プランの策定・公表